

覚 書

覚 書

多田自治会（以下、「自治会」という。）会長 池田由岐夫と益田地区広域市町村圏事務組合（以下、「事務組合」という。）代表理事 益田市長 牛尾郁夫は、事務組合が自治会内に建設するごみ焼却施設（以下、「施設」という。）について、自治会の立地の同意に基づき、下記のとおり覚書を締結する。

記

1 施設の整備に関する事項

- 1) 施設は、事務組合管内で発生する可燃ごみを焼却処分するものとし、処理能力は70 t／日を基本とする。
- 2) 施設は、稼働の安全性・安定性及び環境負荷に特に配慮したものとする。
- 3) 施設の用地は、十分な面積を確保し、緑化等周囲の景観の保全を行う。
- 4) 施設の建設時においても、住民の安全と環境対策に配慮することとする。
- 5) ごみ焼却により生じる焼却灰は、溶融スラグ化し減容化と安全性及び環境保全性の向上を図る。
- 6) 施設内で発生した汚水等は、施設内で適切に処理し、施設外への排水は雨水だけとするクローズドシステムを採用する。

2 環境保全に関する事項

- 1) 施設用地内の環境については、常に美化に配慮するとともに、緑化等周辺との調和を図る。
- 2) 排ガス等の排出による環境への負荷を最小限に止め、さらに、住民生活の安全と健康の維持に資するため、国の定める環境基準のほか環境保全協定を別に締結し、環境保全目標値等を定める。
- 3) ごみの搬入や焼却残渣物の搬出においては、臭気の漏洩或いは、ごみや焼却残渣物の飛散が無いよう対応する。
- 4) 事務組合構成各市町村のごみ減量化に向けたリデュース、リユース、リサイクル等の取り組みや分別の徹底が促進されるよう、事務組合としても積極的に協議、要請等の働きかけを行う。

3 その他の事項

- 1) 益田市の市道、多田俣賀線の改良事業の促進については、事務組合としても施設へのアクセス道として必要不可欠であり、今後とも早期の完成を求めて行く。
- 2) 自治会内の上水道の未普及世帯への給水については、益田市水道部の協力を求め、施設への配水管からの分岐により、これを可能なものとする。

- 3) 自治会と事務組合は、常に連絡をとり施設や環境保全の状況を互いに把握するとともに、1年に1回、住民への報告会を開催する。
- 4) PFI方式の事業実施にあたり、事業を引き受ける企業が決定した時は、この覚書に基づき、自治会、事務組合、事業を引き受ける企業の三者による覚書を締結する。
- 5) この覚書に定めることのほか、自治会、事務組合の何れかが協議を必要とした時は、双方誠意をもってこれに応じることとする。

この覚書の取り交わしの証として本書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。

平成 15 年 12 月 12 日

益田地区広域市町村圏事務組合

代表理事 益田市長 牛 尾 郁 夫



多田自治会

会長 池 田 由 岐 夫



環境保全協定書

環境保全協定

益田地区広域市町村圏事務組合が、多田町地内に建設するごみ焼却施設の環境への影響を最小限に止め、さらに、住民生活の安全と健康の維持に資するため、建設に先立ち策定した生活環境影響評価調査書の環境保全対策及び環境監視計画を基本として、環境保全協定を締結する。

平成 15 年 12 月 12 日

益田地区広域市町村圏事務組合

代表理事 益田市長 牛尾 郁 夫



多田自治会

会 長 池 田 由 岐 夫



1 環境測定

1) 大気の測定

発生源となるごみ焼却施設からの排出ガスについては、硫酸酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん、ダイオキシン類の測定を1年に2回行い、その結果は毎年開催する報告会で多田自治会に報告する。

また、瞬時値測定結果がその時点で表示可能なものについては、施設内にその掲示を行う等、公表することとする。

周辺の環境における大気の測定については、施設の稼動が定常状態となった時点で1回行い、その後は必要に応じて行う。

2) 水質検査

ごみ焼却施設は、施設内で使用した水については施設内で適切に処理するクローズドシステムを採用することから、雨水以外の排水は行わない。したがって、施設の南側から多田川に注ぐ水路の水質検査は、合流地点において施設の稼動が定常状態となった時点で1回行い、その後は必要に応じて行う。

3) 騒音・振動

建設工事が終了し施設が稼動した時点で、敷地境界における騒音と振動の測定を1回行い、その後は必要に応じて行う。

4) 臭気

施設の稼動が定常状態となった時点で、敷地境界における悪臭物質12項目及び臭気指数の測定を1回行い、その後は必要に応じて行う。

2 排出ガスの管理値

ごみ焼却施設からの排出ガスについては、法令により基準値が定められているが、環境への影響を最小限にするためさらに厳しい目標値を定め（下記表）、これを管理値として施設の運営を行う。

表一 管理値

物質の名称	管理値	国の排出基準
硫黄酸化物 (SO _x)	20ppm以下	K値規制
窒素酸化物 (NO _x)	50ppm以下	250ppm以下
ばいじん	0.01g/m ³ N以下	0.15g/m ³ N以下
塩化水素 (HCL)	70mg/m ³ N以下	700mg/m ³ N以下
ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ N以下	5ng-TEQ/m ³ N以下

3 住民の健康検査

毎年1自治会の協力により、多田町住民の健康検査（血液検査項目－肝機能、腎機能、尿酸、脂質）を希望者に対し行うとともに、健康に関する専門家の講話を聞く会を開催する。

4 その他

用地の造成、施設の建設時における環境対策については、生活環境影響評価調査書を基準とし、これを遵守する。

その他、環境保全に関することについて、双方十分協議を行い、対応することとする。